

第12次横浜市消費生活審議会

第3回施策検討部会

議事次第

令和元年12月18日(水) 15時00分から
関内中央ビル 5階 特別会議室

1 開会

2 議題

- (1) 会議録確認者の選出について
- (2) これまでの審議状況の振返り
- (3) 高校卒業後の若者を対象とした消費者教育について
- (4) その他

3 閉会

【配布資料】

- 資料 1 第12次横浜市消費生活審議会施策検討部会委員名簿
資料 2-1 これまでの審議状況の振返り
資料 2-2 補足資料
参考 1 <新>学習指導要領(家庭科)
参考 2 <現行>学習指導要領(家庭科)
資料 3-1 第3回施策検討部会での審議事項について
資料 3-2 若者を対象とした情報発信(現在の取組の全体像)

第12次横浜市消費生活審議会施策検討部会委員名簿

令和元年7月10日現在

No	区分	委員氏名	所 属
1	事業者	えのもと ひでお 榎本 英雄	一般社団法人 横浜市工業会連合会 会長
2	事業者	さとう よしつぐ 佐藤 喜次	公益社団法人 消費者関連専門家会議 ACAP研究所長
3	学識	しろた たかこ 城田 孝子	神奈川県弁護士会
4	学識	たなか まこと 田中 誠	神奈川県弁護士会
5	事業者	ながお じゅんじ 長尾 淳司	一般社団法人 日本クレジット協会 総務企画部長
6	消費者	ほしの てつはる 星野 哲東	市民委員
7	学識	ほそかわ こういち 細川 幸一	日本女子大学家政学部 教授
8	学識	むら ちずこ 村 千鶴子	東京経済大学 現代法学部 教授・弁護士
9	消費者	もちづき ようすけ 望月 陽介	横浜市消費生活推進員 港北区副区代表

敬称略：五十音順

オブザーバー

No	委員氏名	所 属
1	おおさわ よしてる 大澤 吉輝	横浜市消費生活総合センター センター長
2	あら のぶなお 荒 伸直	横浜市消費生活総合センター 相談啓発第一課長

審議テーマ：若年者への消費者教育の在り方 <具体的な審議内容：成年年齢引下げを見据えた消費者教育の推進、教育委員会等（専修学校、大学等）との連携 等 >

※ ①：第1回部会、②：第2回部会でのご意見

分類	現状・課題	取組に対するご意見
若者関連	<ul style="list-style-type: none"> ・成年年齢の引下げにより、18歳・19歳の消費者被害拡大が懸念される(①、②) ・成年年齢の引下げにより、高校3年生(18歳)でマルチ商法が広まる可能性がある(①) ・「自分が消費者被害に遭うかもしれない」という意識がない(①) ・授業で学んだことが実生活に身に付いていない(①) ・活字を読まない(②) ・「知識提供型」の授業には拒否反応があり、経験的に自分のことに引き付けて考えてもらえるような教え方や教材の工夫が必要(①) 	<p><取組について></p> <ul style="list-style-type: none"> SNSを活用した情報提供・相談受付①(ネット上で解決策を探す若者もいるだろう) 身近に歯止めとなってくれる存在を作るという視点①(友達に相談する人もいるだろう) 興味関心のある生徒をインフルエンサーとして育成する②(消費者検定・ジュニア相談員) 若者への実態調査の実施②(消費者被害の状況、センターの認知度、消費行動等) <p><消費者教育を若者に受け取ってもらうための方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 自分事として捉えてもらえなくても、「友達や後輩、社会のために」という投げかけをすると反応が良い① 事例を教えるだけでなく、「事業者が消費者心理をどのように利用しているか」という手法を紹介する仕方もあるのでは①
教員・授業関連	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭科は単元が多岐に渡り教える内容が豊富なため、授業の中で消費者教育の単元を確保するのが難しい(①) ・教科書の用語を教えるだけでは、身に付いていない印象があり、具体的な事例を学ぶ方法を検討する必要がある(①) ・新学習指導要領(2022年完全実施)に合わせ、具体的な指導が求められている(①) ・契約問題や消費者被害、クレジットカードなどについて教員自身の理解が深いとは言えない状況がある(①) ・家庭科教員の中でも食物や被服を専門とする方もいるため、教員の研修や授業を支援する方法の検討が必要(②) ・事業者団体などが、既に良い教材を作成している(②) ・現在、高校でどのような教材がどのように活用されているか、把握できていない(②) 	<p><授業のバックアップ(教材・教員研修)></p> <ul style="list-style-type: none"> 被害に遭う疑似体験など体験型(シミュレーション)の学びが必要 今一番欲しい教材はDVD①(10分~15分の映像を希望。映像が古いと生徒は関心が薄れる) 既存教材の活用拡大②(事業者団体が作成する教材など、授業で効果的に活用できる教材をピックアップして情報提供する) 教員研修の実施①、② 専門外の教員への授業支援②(専門外の教員でも使いやすい教材、外部講師等(ゲストスピーカー)) <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> 学校教育の中で消費者教育に触れる時間を増やす② 2022年に向けた短期的な消費者教育②(イベント的な打ち出し、意識の醸成、悪質商法対策ゲームの活用)
消費者行政関連	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の取組みとして、教材を高校に配布するだけでは不十分(②) ・実効性のある取組が定着していない理由として、取組を検証する仕組みがないという点が挙げられる(②) 	<ul style="list-style-type: none"> 継続的に取組の検証をして、改善を行うサイクルを作り、効果的な取組として定着させていく必要がある② 教材の利用状況の調査等②(利用者へのアンケート、活用状況の有無等)
高校卒業後の啓発	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学校のポータルサイト等を活用した啓発情報の発信①(強制的に啓発情報を見せよう) 高卒で就職する若者を対象とした消費者教育の実施②(高校卒業後、すぐに社会に通ずる人への教育も必要)

補足資料

1. 市立高校における消費者教育の現状について

高校で成年年齢引下げに向けた消費者教育を進めていくために必要なこと

・教員の意識向上

→食物や被服を専門としている教員もいるので、まずは研修などを行い、教える側の認識・関心を高める必要がある。教員自身が消費者被害に遭った経験もないと思うので、実態を知らない人も多いかもしい。

現在、授業で使用している教材について

・神奈川県が作成した「JUMP UP」は内容も網羅されているし、生徒が書き込みできるので、とても使いやすい。

→板書をしていると時間を取られてしまうので、時間短縮のため、今はどの教科もワークシートを教員が作成し、生徒に書き込みをさせている。「JUMP UP」を使えば、ワークシートを作成する手間も省けるし、回収して教員が内容をチェックしやすい、生徒の手元に残るという利点もある。ただのリーフレットだと今の生徒は活字を読まない子もいるので、あまり馴染まない。

※「JUMP UP」については、毎年神奈川県が、県下の高校に配布している。

新学習指導要領にそった、授業について

・「主体的・対話的で深い学び」が授業手法として掲げられている。

→どの授業でもすでに取り入れられているが、例えば家庭科だと「SNSの利用について」班で話し合いを行い、各班で出した意見を発表し、他者の意見を聞いた上で、もう一度、個に戻って自分の意見をまとめるといったアクティブラーニングの手法である。

→毎回の授業にこの手法を取り入れるわけではないが、他の人の意見を聞くという点では、この手法は、消費者教育には向いている。

→DVDなどの映像教材については、消費者庁や神奈川県などが作成したものを活用し、映像を見せた後に、問題点等について話し合わせるという活用方法をしている。

2. 高校卒業後、社会にでる若者への教育について

特別支援学校や定時制高校での消費者教育について

・卒業後、社会に出る人が多いという点で、消費者教育の必要性が高い。

→特別支援学校は全日制に比べると、卒業後に進学ではなく就職する方が多く、収入を得たり、社会に出たりすることで、消費者被害に遭うことが懸念される。

→定時制高校の場合はすでに就職している方がいるなど、全日制に比べ社会と通ずる生徒が多いという点で、消費者教育の必要性が高い。

※ 令和4年(2022年)入学生から導入
(現在は移行期間)

第9節 家庭

● 第1款 目標

生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を通して、様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 人間の生涯にわたる発達と生活の営みを総合的に捉え、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会との関わりについて理解を深め、家族・家庭、衣食住、消費や環境などについて、生活を主体的に営むために必要な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。
- (2) 家庭や地域及び社会における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、考察したことを根拠に基づいて論理的に表現するなど、生涯を見通して生活の課題を解決する力を養う。
- (3) 様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、地域社会に参画しようとするとともに、自分や家庭、地域の生活を主体的に創造しようとする実践的な態度を養う。

家庭

● 第2款 各科目

第1 家庭基礎

1 目標

生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を通して、様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 人の一生と家族・家庭及び福祉、衣食住、消費生活・環境などについて、生活を主体的に営むために必要な基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。
- (2) 家庭や地域及び社会における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、考察したことを根拠に基づいて論理的に表現するなど、生涯を見通して課題を解決する力を養う。
- (3) 様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、地域社会に参画しようとするとともに、自分や家庭、地域の生活の充実向上を図ろうとする実践的な態度を養う。

2 内容

A 人の一生と家族・家庭及び福祉

次の(1)から(5)までの項目について、生涯を見通し主体的に生活するために、家族や地域社会の人々と協力・協働し、実践的・体験的な学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(1) 生涯の生活設計

ア 人の一生について、自己と他者、社会との関わりから様々な生き方があることを理解するとともに、自立した生活を営むために必要な情報の収集・整理を行い、生涯を見通して、生活課題に対応し意思決定をしていくことの重要性について理解を深めること。

イ 生涯を見通した自己の生活について主体的に考え、ライフスタイルと将来の家庭生活及び職業生

活について考察し、生活設計を工夫すること。

(2) 青年期の自立と家族・家庭

ア 生涯発達の視点で青年期の課題を理解するとともに、家族・家庭の機能と家族関係、家族・家庭生活を取り巻く社会環境の変化や課題、家族・家庭と社会との関わりについて理解を深めること。

イ 家庭や地域のよりよい生活を創造するために、自己の意思決定に基づき、責任をもって行動することや、男女が協力して、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性について考察すること。

(3) 子供の生活と保育

ア 乳幼児期の心身の発達と生活、親の役割と保育、子供を取り巻く社会環境、子育て支援について理解するとともに、乳幼児と適切に関わるための基礎的な技能を身に付けること。

イ 子供を生み育てることの意義について考えるとともに、子供の健やかな発達のために親や家族及び地域や社会の果たす役割の重要性について考察すること。

(4) 高齢期の生活と福祉

ア 高齢期の心身の特徴、高齢者を取り巻く社会環境、高齢者の尊厳と自立生活の支援や介護について理解するとともに、生活支援に関する基礎的な技能を身に付けること。

イ 高齢者の自立生活を支えるために、家族や地域及び社会の果たす役割の重要性について考察すること。

(5) 共生社会と福祉

ア 生涯を通して家族・家庭の生活を支える福祉や社会的支援について理解すること。

イ 家庭や地域及び社会の一員としての自覚をもって共に支え合って生活することの重要性について考察すること。

B 衣食住の生活の自立と設計

次の(1)から(3)までの項目について、健康・快適・安全な衣食住の生活を主体的に営むために、実践的・体験的な学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(1) 食生活と健康

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(7) ライフステージに応じた栄養の特徴や食品の栄養的特質、健康や環境に配慮した食生活について理解し、自己や家族の食生活の計画・管理に必要な技能を身に付けること。

(4) おいしさの構成要素や食品の調理上の性質、食品衛生について理解し、目的に応じた調理に必要な技能を身に付けること。

イ 食の安全や食品の調理上の性質、食文化の継承を考慮した献立作成や調理計画、健康や環境に配慮した食生活について考察し、自己や家族の食事を工夫すること。

(2) 衣生活と健康

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(7) ライフステージや目的に応じた被服の機能と着装について理解し、健康で快適な衣生活に必要な情報の収集・整理ができること。

(4) 被服材料、被服構成及び被服衛生について理解し、被服の計画・管理に必要な技能を身に付けること。

イ 被服の機能性や快適性について考察し、安全で健康や環境に配慮した被服の管理や目的に応じた着装を工夫すること。

(3) 住生活と住環境

ア ライフステージに応じた住生活の特徴、防災などの安全や環境に配慮した住居の機能について理

解し、適切な住居の計画・管理に必要な技能を身に付けること。

- イ 住居の機能性や快適性、住居と地域社会との関わりについて考察し、防災などの安全や環境に配慮した住生活や住環境を工夫すること。

C 持続可能な消費生活・環境

次の(1)から(3)までの項目について、持続可能な社会を構築するために実践的・体験的な学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(1) 生活における経済の計画

- ア 家計の構造や生活における経済と社会との関わり、家計管理について理解すること。
- イ 生涯を見通した生活における経済の管理や計画の重要性について、ライフステージや社会保障制度などと関連付けて考察すること。

(2) 消費行動と意思決定

- ア 消費者の権利と責任を自覚して行動できるよう消費生活の現状と課題、消費行動における意思決定や契約の重要性、消費者保護の仕組みについて理解するとともに、生活情報を適切に収集・整理できること。
- イ 自立した消費者として、生活情報を活用し、適切な意思決定に基づいて行動することや責任ある消費について考察し、工夫すること。

(3) 持続可能なライフスタイルと環境

- ア 生活と環境との関わりや持続可能な消費について理解するとともに、持続可能な社会へ参画することの意義について理解すること。
- イ 持続可能な社会を目指して主体的に行動できるよう、安全で安心な生活と消費について考察し、ライフスタイルを工夫すること。

D ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動

生活上の課題を設定し、解決に向けて生活を科学的に探究したり、創造したりすることができるよう次の事項を指導する。

- ア ホームプロジェクト及び学校家庭クラブ活動の意義と実施方法について理解すること。
- イ 自己の家庭生活や地域の生活と関連付けて生活上の課題を設定し、解決方法を考え、計画を立てて実践すること。

3 内容の取扱い

(1) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ア 内容のAからCまでについては、生活の科学的な理解を深めるための実践的・体験的な学習活動を充実するとともに、生活の中から問題を見だしその課題を解決する過程を重視すること。また、現在を起点に将来を見通したり、自己や家族を起点に地域や社会へ視野を広げたりして、生活を時間的・空間的な視点から捉えることができるよう指導を工夫すること。
- イ 内容のAの(1)については、人の一生を生涯発達の視点で捉え、各ライフステージの特徴などと関連を図ることができるよう、この科目の学習の導入として扱うこと。また、AからCまでの内容と関連付けるとともにこの科目のまとめとしても扱うこと。
- ウ 内容のAの(3)及び(4)については、学校や地域の実態等に応じて、学校家庭クラブ活動などとの関連を図り、乳幼児や高齢者との触れ合いや交流などの実践的な活動を取り入れるよう努めること。(5)については、自助、共助及び公助の重要性について理解できるよう指導を工夫すること。
- エ 内容のBについては、実験・実習を中心とした指導を行うこと。なお、(1)については、栄養、食品、調理及び食品衛生との関連を図って扱うようにすること。また、調理実習については食物アレルギーにも配慮すること。

- オ 内容のCの指導に当たっては、A及びBの内容と相互に関連を図ることができるよう工夫すること。
- カ 内容のDの指導に当たっては、AからCまでの学習の発展として実践的な活動を家庭や地域などで行うこと。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
- ア 内容のAの(2)のAについては、関係法規についても触れること。(3)から(5)までについては、生涯にわたって家族・家庭の生活を支える福祉の基本的な理念に重点を置くこと。(4)については、認知症などにも触れること。アについては、生活支援に関する基礎的な技能を身に付けることができるよう体験的に学習を行うこと。
- イ 内容のBの(1)のA、(2)のA及び(3)のAについては、日本と世界の衣食住に関わる文化についても触れること。その際、日本の伝統的な和食、和服及び和室などを取り上げ、生活文化の継承・創造の重要性に気付くことができるよう留意すること。
- ウ 内容のCの(1)のイについては、将来にわたるリスクを想定して、不測の事態に備えた対応などについても触れること。(2)のAについては、多様な契約やその義務と権利について取り上げるとともに、消費者信用及びそれらをめぐる問題などを扱うこと。(3)については、環境負荷の少ない衣食住の生活の工夫に重点を置くこと。

第2 家庭総合

1 目標

生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を通して、様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 人の一生と家族・家庭及び福祉、衣食住、消費生活・環境などについて、生活を主体的に営むために必要な科学的な理解を図るとともに、それらに係る技能を体験的・総合的に身に付けるようにする。
- (2) 家庭や地域及び社会における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、考察したことを科学的な根拠に基づいて論理的に表現するなど、生涯を見通して課題を解決する力を養う。
- (3) 様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、地域社会に参画しようとするとともに、生活文化を継承し、自分や家庭、地域の生活の充実向上を図ろうとする実践的な態度を養う。

2 内容

A 人の一生と家族・家庭及び福祉

次の(1)から(5)までの項目について、生涯を見通し主体的に生活するために、家族や地域社会の人々と協力・協働し、実践的・体験的な学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(1) 生涯の生活設計

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

- (7) 人の一生について、自己と他者、社会との関わりから様々な生き方があることを理解するとともに、自立した生活を営むために、生涯を見通して、生活課題に対応し意思決定をしていくことの重要性について理解を深めること。
- (4) 生活の営みに必要な金銭、生活時間などの生活資源について理解し、情報の収集・整理が適切にできること。

第9節 家 庭

第1款 目 標

人間の生涯にわたる発達と生活の営みを総合的にとらえ、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会とのかかわりについて理解させるとともに、生活に必要な知識と技術を習得させ、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てる。

第2款 各 科 目

第1 家庭基礎

1 目 標

人の一生と家族・家庭及び福祉、衣食住、消費生活などに関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、家庭や地域の生活課題を主体的に解決するとともに、生活の充実向上を図る能力と実践的な態度を育てる。

2 内 容

(1) 人の一生と家族・家庭及び福祉

人の一生を生涯発達の視点でとらえ、各ライフステージの特徴と課題について理解させるとともに、家族や家庭生活の在り方、子どもと高齢者の生活と福祉について考えさせ、共に支え合って生活することの重要性について認識させる。

ア 青年期の自立と家族・家庭

生涯発達の視点で青年期の課題を理解させ、男女が協力して、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性について考えさせるとともに、家庭や地域の生活を創造するために自己の意思決定に基づき、責任をもって行動することが重要であることを認識させる。

イ 子どもの発達と保育

乳幼児の心身の発達と生活、親の役割と保育、子どもの育つ環境について理解させ、子どもを生み育てることの意義を考えさせるとともに、子どもの発達のために親や家族及び地域や社会の果たす役割について認識させる。

ウ 高齢期の生活

高齢期の特徴と生活及び高齢社会の現状と課題について理解させ、高齢者の自立生活を支えるために家族や地域及び社会の果たす役割について認識させる。

エ 共生社会と福祉

生涯を通して家族・家庭の生活を支える福祉や社会的支援について理解させ、家庭や地域及び社会の一員としての自覚をもって共に支え合って生活することの重要性について認識させる。

(2) 生活の自立及び消費と環境

自立した生活を営むために必要な衣食住、消費生活や生活における経済の計画に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、環境に配慮したライフスタイルについて考えさせるとともに、主体的に生活を設計することができるようにする。

ア 食事と健康

健康で安全な食生活を営むために必要な栄養、食品、調理及び食品衛生などの基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、生涯を見通した食生活を営むことができるようにする。

イ 被服管理と着装

被服管理に必要な被服材料、被服構成などの基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、目的に応じて着装を工夫し、健康で快適な衣生活を営むことができるようにする。

ウ 住居と住環境

住居の機能、住居と地域社会とのかかわりなどに必要な基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、安全で環境に配慮した住生活を営むことができるようにする。

エ 消費生活と生涯を見通した経済の計画

消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任について理解させ、適切な意思決定に基づいて行動できるようにするとともに、生涯を見通した生活における経済の管理や計画について考えることができるようにする。

オ ライフスタイルと環境

生活と環境とのかかわりについて理解させ、持続可能な社会を目指してライフスタイルを工夫し、主体的に行動できるようにする。

カ 生涯の生活設計

生涯を見通した自己の生活について考えさせるとともに、主体的に生活を設計できるようにする。

(3) ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動

自己の家庭生活や地域の生活と関連付けて生活上の課題を設定し、解決方法を考え、計画を立てて実践することを通して生活を科学的に探究する方法や問題解決の能力を身に付けさせる。

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)のイ及びウについては、学校や地域の実態等に応じて、学校家庭クラブ活動等との関連を図り、乳幼児や高齢者との触れ合いや交流などの実践的な活動を取り入れるよう努めること。

イ 内容の(2)については、実験・実習を中心とした指導を行うよう留意すること。アについては、栄養、食品、調理及び食品衛生との関連を図って扱うようにすること。

また、カについては、(1)及び(2)のアからオまでの内容との関連を図って、「家庭基礎」の学習のまとめとして扱うこと。

ウ 内容の(3)については、ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動の意義と実施方法について理解させること。また、指導に当たっては、内容の(1)及び(2)の学習の発展として扱うこと。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)のイについては、子どもの発達を支えるための親の役割や子育てを支援する環境に重点を置くこと。イからエについては、生涯にわたって家族・家庭の生活を支える福祉の基本的な理念に重点を置くこと。

イ 内容の(2)のエについては、契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題などを取り上げて具体的に扱うこと。オについては、環境負荷の少ない衣食住の生活の工夫に重点を置くこと。

第2 家庭総合

1 目標

人の一生と家族・家庭、子どもや高齢者とのかかわりと福祉、消費生活、衣食住などに関する知識と技術を総合的に習得させ、家庭や地域の生活課題を主体的に解決するとともに、生活の充実向上を図る能力と実践的な態度を育てる。

2 内容

(1) 人の一生と家族・家庭

人の一生を生涯発達の視点でとらえ、青年期の生き方を考えさせるとともに、家族・家庭の意義や家族・家庭と社会とのかかわりについて理解させ、男女が協力して家庭を築くことの重要性について認識させる。

ア 人の一生と青年期の自立

<高校卒業後の若者への啓発・教育・情報発信>

【啓発情報を届ける方法（情報や知識の提供機会の拡大）】

- ・自分から啓発情報にアクセスしない若者に、啓発情報を見てもらう方法
（例：若者が行く居酒屋等にポスターを貼る、大学が近い商店街で動画を放映するなど、情報が目に入る環境をつくる。学食や学園祭など、若者が集まる場所を利用する）。

【事業者等と連携した若者への消費者教育】

- ・高校を卒業して就職する人への消費者教育
（例：事業者等への協力依頼（アルバイト先なども含む）・社員研修のサポート）

【トラブル対応能力の向上】

- ・被害に遭っても相談しない若者に、センターへ相談してもらう方法、相談することの意義を伝える方法
（センターへ相談することで、事業者の業務改善等にも繋がるということを知ってもらいたい）。

<参考：高校卒業後の変化>

1. 高校卒業後、就職をする人

2. 短大・専門学校・大学に進学をする人

金銭的変化

- ・固定の収入を得る
- ・口座をつくる（キャッシュカード）
- ・保険や金融商品がこれまでの生活に比べ身近になる
- ・生活や仕事等に関連した消費の用途が増える

- ・アルバイトによる収入を得る
- ・口座をつくる（キャッシュカード）
- ・これまでの生活に比べ、娯楽や自己投資への用途が増える

生活環境の変化

- ・仕事を通じた社会との繋がりが増える
- ・活動範囲が広がる一方で、職場という限られた場所にいる時間が増える（＝学生に比べ、学習の機会が減る）
- ・一人暮らしを始める（親元からはなれ自立した生活へ）

- ・交友関係や活動範囲が広がり、興味関心の幅も広がる
- ・生活リズムが変わる（不規則）
- ・一人暮らしを始める（親元からはなれ自立した生活へ）
- ・社会に出る準備が始まる

若者を対象とした情報発信（現在の取組の全体像）

